

## 鳥取県建設工事検査規程等の運用について

平成 14 年 4 月 24 日付行第 6 号鳥取県行政監察監通知

- 一部改正 平成 14 年 8 月 14 日付行第 292 号
- 一部改正 平成 15 年 10 月 1 日付行第 328 号
- 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日付行第 1 号
- 一部改正 平成 17 年 3 月 30 日付第 200400027359 号
- 一部改正 平成 19 年 3 月 30 日付第 200600199441 号
- 一部改正 平成 19 年 6 月 27 日付第 200700061341 号
- 一部改正 平成 20 年 2 月 6 日付第 200700151470 号
- 一部改正 平成 20 年 3 月 31 日付第 200700199876 号
- 一部改正 平成 21 年 3 月 24 日付第 200800180708 号
- 一部改正 平成 21 年 9 月 1 日付第 20090008922 号
- 一部改正 平成 22 年 3 月 17 日付第 200900190525 号
- 一部改正 平成 23 年 3 月 31 日付第 201000205855 号

### 第 1 鳥取県建設工事検査規程の運用について

#### 一 第 1 条関係

- 1 鳥取県建設工事検査規程（昭和 46 年内訓第 2 号。以下「検査規程」という。）は、行政監察監が行う検査対象範囲について明らかにし、県が施工する建設工事（以下「県工事」という。）  
、県費補助に係る建設工事（以下「補助工事」という。）及び市町村等から検査を委託された建設工事（以下「市町村工事」という。）の検査に関する取扱手続を定めたものである。
- 2 検査規程の対象とならない請負契約書の作成が省略された建設工事の検査については、検査規程に準じて発注機関において適宜取扱いを定めて処理するものとする。
- 3 「知事が特に必要があると認めるもの」とは、直接補助工事の検査において専門的又は技術的な完成検査が必要なものとする。

#### 二 第 2 条関係

- 1 中間検査は、次に掲げる工事以外の工事について行う。
  - (1) 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が 2,000 万円未満の工事
  - (2) 切取、盛土及び単純な構造物の工事で、完成検査時に出来形、品質等の確認ができるもの
  - (3) 二次製品を大量に使用するなど工法の簡単な工事
  - (4) 鳥取県の管理する道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路に限る。）を広域的に維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。）することを目的として発注された工事
- 2 完成検査には、鳥取県建設工事執行規則（昭和 48 年鳥取県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 5 条第 3 項の規定により知事が別に定める契約書の標準書式第 38 条に規定する部分引渡し  
の検査を含むものである。

#### 三 第 3 条関係

検査員の指名は、別表第 1 により行うものとする。

#### 四 第 4 条関係

- 1 中間検査の時期について、「行政監察監」が必要と認めるとき」とは、県工事については、別表第 2 の工種区分の欄に応じ同表の検査時期欄に掲げるときとする。
- 2 中間検査の日程は、中間検査を実施する必要があると判断した監督員が、請負者の意見を聴き、検査員と協議して決定するものとする。
- 3 完成検査は、検査規程第 9 条の 2 第 1 項の規定による手直し工事の指摘が完成通知を受けた日から 10 日以内に行える日程で行うものとする。

- 4 出来形検査は、契約解除の際に契約担当者等から検査の請求があったとき行うものとする。  
なお、関係機関の長が出来形がないと判断した工事については、出来形検査は行わないものとする。

#### 五 第5条関係

「特別の事情」とは、直ちに出来形検査を行う必要がある場合等をいう。

#### 六 第8条関係

「やむを得ない事情がある場合」とは、年度末等において関係機関の長又はその指名した職員の日程の調整が困難な場合その他緊急を要する事態の発生により立会いが困難となった場合をいう。

#### 七 第10条関係

- 1 「大々的な修補が必要であると認めるとき」とは、別表第3に掲げる場合をいう。
- 2 検査規程第9条の2、第10条及び第11条の報告及び第12条の復命先は次のとおりとする。
  - (1) 工事検査課長が指名する検査員が行う検査のうち、請負対象設計金額が5億円以上の建設工事の検査にかかるもの 行政監察監
  - (2) 工事検査課長が指名する検査員が行う検査のうち、前号に規定する工事を除く建設工事の検査にかかるもの 工事検査課長
  - (3) 前2号に規定する工事以外の建設工事の検査にかかるもの 米子工事検査事務所長（以下「所長」という。）

#### 八 第12条関係

「その他必要な書類」とは、次に定めるとおりとする。

- 1 中間検査 工事実地検査検測結果一覧表、受検カードその他行政監察監等が必要と認める書類
- 2 完成検査 建設工事検査調書、工事実地検査検測結果一覧表、受検カードその他行政監察監等が必要と認める書類
- 3 出来形検査 工事実地検査検測結果一覧表、受検カード、出来形調書その他行政監察監等が必要と認める書類

#### 九 第14条関係

- 1 建設工事の工事成績の決定者は、次のとおりである。
  - (1) 工事検査課長が指名する検査員が行う検査のうち、請負対象設計金額が5億円以上の建設工事の検査については、行政監察監が行う。
  - (2) 工事検査課長が指名する検査員が行う検査のうち、前号に規定する工事を除く建設工事の検査については、工事検査課長が行う。ただし、工事検査課長が行った検査については、総括検査専門員の合議を経るものとする。
  - (3) 前2号に規定する工事以外の建設工事については、所長が行う。ただし、所長が自ら行った検査については、所長以外の検査員の合議を経るものとする。
- 2 中間検査における工事成績の決定はしない。

#### 第2 鳥取県事務処理権限規則の運用について

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）別表第4に規定する「知事が別に定めるもの」とは、建築工事又は設備工事とする。

#### 第3 鳥取県行政組織規則の運用について

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第14条第2号及び第150条第2号に規定する「知事が特に必要があると認めるもの」とは、直接補助工事の検査において専門的又は技術的な完成検査が必要なものとする。

附則（平成23年3月31日第201000205855号）

この改正は、平成23年4月1日に施行し、同日以降に行う工事検査から適用する。

別表第1（第1の三関係）

種別		工事の種類			指名する者	指名される者
		請負対象設計金額	監督する機関	工事の区域		
一般土木工事	県工事	1億円以上			工事検査課長	専任検査員
		1千5百万円以上 1億円未満		鳥取市、岩美郡及び八頭郡	工事検査課長	専任検査員
				米子市、倉吉市、境港市、東伯郡、西伯郡及び日野郡	米子工事検査事務所長	専任検査員
		1千5百万円未満	総合事務所生活環境局等	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	工事検査課長	兼務検査員
				米子市、倉吉市、境港市、東伯郡、西伯郡及び日野郡	米子工事検査事務所長	兼務検査員
			総合事務所生活環境局等以外	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	工事検査課長	専任検査員
			米子市、倉吉市、境港市、東伯郡、西伯郡及び日野郡	米子工事検査事務所長	専任検査員	
	補助工事及び市町村工事	1億円以上			工事検査課長	専任検査員
		1億円未満		鳥取市、岩美郡及び八頭郡	工事検査課長	専任検査員
				米子市、倉吉市、境港市、東伯郡、西伯郡及び日野郡	米子工事検査事務所長	専任検査員
建築・設備工事	県工事	1千万円以上			工事検査課長	専任検査員
		1千万円未満	総務課等		工事検査課長	兼務検査員
			総務課等以外		工事検査課長	専任検査員
	補助工事及び市町村工事				工事検査課長	専任検査員

備考

- この表中「総合事務所生活環境局等」とは、各総合事務所の全ての局、鳥取空港管理事務所並びに鳥取港湾事務所をいう。
- この表中「総務課等」とは、統轄監総務課、総務部営繕課、生活環境部くらしの安心局住宅政策課、各総合事務所の全ての局、鳥取空港管理事務所並びに鳥取港湾事務所をいう。
- この表中「専任検査員」とは、総括検査専門員、検査専門員、検査主幹及び工事検査員のうち兼務の者以外の者をいう。
- この表中「兼務検査員」とは、検査専門員、検査主幹又は副主幹に任命された職員のうち兼務の者をいう。
- 専任検査員を指名すべきものについて、年度末等において専任検査員を指名することが困難である場合には、本庁に勤務する兼務検査員を指名することができる。
- 本表により指名することが困難な特別の事情があり、行政監察監の承認を得た場合には本表によらずに指名することができる。

## 中間検査の実施時期

工種区分	検査時期及び進捗等
1 土木工事等	
(1) 河川工事	主要工種の進捗が40～60%程度完了したとき。
(2) 河川・道路構造物工事	〃
(3) 海岸工事	〃
(4) 道路改良工事	切取、盛土(路床を含む。)及び路側構造物が40～60%程度完了したとき。
(5) PC橋工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下部工…鋼管基礎が完了し、配筋施工時とする。ただし、現場打杭の場合は、70%程度施工したとき及び配筋施工したとき(2回)。</li> <li>・上部工…主桁製作が40～60%程度完了したとき。</li> </ul>
(6) 舗装工事	上層路盤工等が概ね完了したとき。
(7) 砂防・地すべり工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム本体工は、コンクリート打設が40～60%程度完了したとき。</li> <li>・流路工(床止工、垂直壁、側壁、水叩コンクリート、ブロック積等)はコンクリート、ブロック積等が40～60%程度完了したとき。ただし、護床工、底張コンクリートがあるときはその施工前。</li> </ul>
(8) 鋼橋架設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下部工…PC橋工事下部工に同じ。</li> <li>・上部工…床版の配筋が40～60%程度完了したとき。</li> </ul>
(9) 公園工事	主要構造物の進捗が40～60%程度完了したとき。
(10) 共同溝等工事	〃
(11) トンネル工事	掘削が30%程度完了したときと、覆工が30%程度完了したとき(2回)。
(12) 下水道工事(畑地灌漑等を含む。)	管工事…掘削、管布設、集水渠等の進捗が40～60%程度完了したとき。
(13) 道路維持工事	主要構造物の進捗が40～60%程度完了したとき。
(14) 河川維持工事	〃
(15) CAB工事	〃
(16) 急傾斜工事	〃
(17) 港湾工事(水産関係工事を含む。)	主要工種の進捗が40～60%程度完了したとき。ケーソン製作がある場合は、その進捗が40～60%程度完了したとき(2回)。人工礁漁場、広域型増殖造成工事等で工場製作、現地組立施工のとき及び沈設前(2回)。
(18) 山腹法面工事(道路法面、治山工事を含む。)	吹付法枠工(コンクリート、モルタル吹付等)は、ラス張、配筋、型枠の施工が概ね完了したとき。
(19) 面的工事(区画整理、農地造成等)	整地(基盤整地、表土整地等)、水路、道路等進捗が40～60%程度完了したとき。
(20) ため池工事	堤体盛土の施工中で進捗が40～60%程度完了したとき。
(21) その他工事(防雪、防災、水路、災害等工事)	主要構造物の進捗が40～60%程度完了したとき。

別表第2-2 (第1の四関係)

工 種 区 分	検 査 時 期 及 び 進 捗 等
<p>2 営繕工事</p> <p>(1) 建築主体工事</p> <p>＊木造建築物</p> <p>＊鉄筋コンクリート造建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階数が4以下の建築物</li> <li>・階数が5以上の建築物</li> <li>・畑地灌漑施設</li> </ul> <p>＊鉄骨造建築物</p> <p>(2) 設備工事</p> <p>＊電気設備工事</p> <p>＊機械設備工事</p> <p>＊その他工事（エレベーター、エスカレーター、プラント浄化槽設備等工事</p> <p>(3) 大規模建築物、特殊（特定）構造及び改修（改造）等</p>	<p>建方（小屋組）、軸組が完了し、内装下地に着手したとき。 （建築主体工事の進捗が30～40％程度）</p> <p>最上階又は最上階の下階（又はその下の階）の配筋工事が完了したとき。（建築主体工事の進捗が30～40％程度）</p> <p>階数が2～4の内1の階の配筋工事が完了したとき。 （建築主体工事の進捗が20％～）</p> <p>建屋の配筋工事が完了したとき。 （建屋工事の進捗が50～60％程度）</p> <p>建方が完了し、軸組に着手したとき。 （建築主体工事の進捗が30～40％程度）</p> <p>建築主体工事の進捗が60～70％程度であるとき。</p> <p>配管が完了し、入線、配線施工中であり、機器据付けに着手したとき。 （電気設備工事の進捗が30～40％程度）</p> <p>天井隠蔽部分等の配管がほぼ完了し、大型機器を搬入したとき。 （機械設備工事の進捗が30～40％程度）</p> <p>主要構造物の進捗が40～60％程度完了したとき。</p> <p>その工事の内容及び進捗状況を勘案して必要に応じ、適当と認めたとき（2回以上）</p>

別表第3（第1の七関係）

- 1 橋脚の位置を間違え、上部工に影響する場合（位置、高さ）
- 2 基準高を間違え、前後の工事とすりつかない場合
- 3 PC桁に構造的な傷があり検討を要する場合（欠損、欠陥）
- 4 メタル橋のキャンバーが不足し、コンクリートを打設したら逆キャンバーになるおそれがある場合
- 5 重要構造物に構造的なクラックが発生している場合
- 6 設計図書と異なる構造物を造り、クラックを生じさせた場合（設計では、覆工とインバートが同スパンでジョイントするようになっていたが、インバートを先行させ、上下のジョイントをずらして施工し、覆工にクラックがでている場合）
- 7 舗装の厚さが大半不足している場合
- 8 構造物の品質が著しく粗悪で、補強等の手直しを実施しても機能的に目的を達し得ないと考えられる場合
- 9 その他構造的な欠陥がある場合